

— 社会保障部だより —

会員医療機関（労災指定医療機関）の皆さまへ

労災保険の労災診療費・労災薬剤費の請求が、平成26年2月請求分から、オンライン・電子媒体でできるようになります。現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピューター（送信用コンピューター）を労災レセプト対応に改修することで利用できます。

なお、平成28年3月診療分までの予定でレセプト1件当たり、3点の労災電子化加算がされます。
※ 改修・導入方法等については、現在お使いのレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

中国四国厚生局岡山事務所からのお知らせ

「酸素の購入価格に関する届出書」の提出はお済みですか？（再掲）

「岡山県医師会報第1373号（平成26年1月10日号）」でもお知らせしましたが、平成26年4月から平成27年3月までの一年間において、酸素の診療報酬請求を予定されている保険医療機関は、平成25年1月から同年12月までの間の酸素の購入実績を、地方厚生（支）局長に届出する必要があります。

現時点で、まだ、「酸素の購入価格に関する届出書」の提出がお済みでない保険医療機関におかれましては、下記提出期限までに、届出書を提出いただきますようお願いいたします。

なお、届出がない場合は、酸素の購入価格を算定することができませんので、ご注意ください。

記

提出期限 平成26年2月17日（月）

※2月15日が土曜日のため、今回は17日が期限となります。

提出先 中国四国厚生局岡山事務所

住所：〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎11階

TEL：086-239-1275

提出方法 郵送又は窓口提出（FAXでの受付は行っておりません。）

届出様式 中国四国厚生局ホームページ（http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html）に様式（Excel版及びPDF版）を掲載しています。

記載要領 中国四国厚生局ホームページ（上記アドレス）に掲載しておりますので、ご参照願います。

その他 インターネット環境にない保険医療機関は、上記提出先へ届出様式等の送付をご依頼ください。